

にんじんジュースの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、鹿児島県内で製造された「にんじんジュース」に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
にんじんジュース	次に掲げるものをいう。 1 にんじんを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの又はこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下「にんじんの搾汁」という）。 2 にんじんの搾汁に、かんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したもの若しくはこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したもの（以下「かんきつ類等の搾汁」という）又はかんきつ類、うめ若しくはあんずを破碎して搾汁し、若しくは裏ごしし、皮等を除去したものを濃縮したもの（以下「濃縮かんきつ類等」という）を加えたもの又はこれに食塩、はちみつ、砂糖類若しくは香辛料（以下「調味料」という。）を加えたものであって、かんきつ類等の搾汁、濃縮かんきつ類等及び調味料の原材料に占める重量の割合が3%未満のもの。

第3 品質及び品質表示

にんじんジュースの品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
品 質	性 状	1 香味及び色沢が良好であること。 2 きょう雑物がほとんどないこと。 3 異味異臭がないこと。	
	総カロチン量	4.0mg/100g以上であること。	
	原 材 料	にんじん	鹿児島県内で生産されたものであること。
		にんじん以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 かんきつ類、うめ及びあんず 2 食塩、はちみつ、糖類若しくは香辛料
		食品添加物	使用していないこと。
	異 物	混入していないこと。	
	内 容 量	表示重量に適合していること。	

区 分		基 準
表 示	表 示 事 項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。
	特別表示事項及びその表示方法	1 鹿児島県産にんじんを使用していることが分かる表示をすること。 2 特別表示事項は、一括表示とは別に表示すること。

第4 品質管理

- 1 食品衛生法に基づいて、適切な製造管理がなされていること。
- 2 製造管理責任者が設置されていること。